

令和3年豊能町議会9月定例会議
総務建設常任委員会

会 議 録

令和3年9月6日（月）

豊 能 町 議 会

令和3年豊能町議会9月定例会議
総務建設常任委員会

年月日 令和3年9月6日(月)

場所 豊能町役場 大会議室

出席委員 4名

寺脇 直子 川上 勲 中川 敦司
管野英美子

欠席委員 なし

委員外出席 永谷 幸弘(議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	川村 哲也
まちづくり調整監	松本真由美	総 務 部 長	仙波英太郎
都 市 建 設 部 長	坂田 朗夫	都 市 建 設 部 理 事	長谷 典彦
まちづくり創造課長	田中 久志	秘 書 人 事 課 長	池田 拓也
総 務 課 長	萩原 哲也	行 財 政 課 長	山内 拓
建 設 課 長	仲村 晴好	都 市 計 画 課 長	田中 克生

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 浜本 正義 書 記 清水 義和

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和3年豊能町議会9月定例会議付託案件について

- ・第34号議案 豊能町個人情報保護条例及び豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件

- ・第36号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第3回）の件
（関係部分のみ）

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（寺脇直子君）

皆さん、おはようございます。

本日は皆さん何かと御多忙の中、御出席いただき大変御苦労さまです。

9月に入って、秋の訪れを感じるよい季節となりました。本日は2議案ですけれども皆様慎重な審査のほどよろしく願います。

それでは、座らせていただきます。

ただいまの出席委員は4名であります。

定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で委員間の距離を取るため、通常の席から変更をしております。皆様にはマスクの着用をいただいておりますが、発言の際にもマスクを着用のままでお願いいたします。

また傍聴につきましては、スペースの関係上、第1会議室にて音声傍聴の形を取らせていただきますので御了承願います。

委員会開会に当たりまして、町長より挨拶がございます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

皆様、おはようございます。

今日は本当にすがすがしい秋空といいですか、広がっております。今回総務建設常任委員会にお集まりをいただきましてありがとうございます。平素から大変深い御理解とともに、御協力を賜りましてありがとうございます。今回提案をさせていただきます案件に対します御審議を賜り、御決定をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。甚だ簡単ではございますが御挨拶に代えさせていただきます。

○委員長（寺脇直子君）

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項はお手元に配付のとおりでございます。

令和3年9月定例会議付託案件についてを議題といたします。

第34号議案、豊能町個人情報保護条例及び豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課の萩原です。おはようございます。

第34号議案、豊能町個人情報保護条例及び豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正について御説明申し上げます。

議案書の2ページ3ページ及び条例の概要資料を併せて御覧ください。

本件は豊能町個人情報保護条例及び豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例が引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の規定整備をするものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明を申し上げます。

第1条の豊能町個人情報保護条例の改正については、デジタル庁設置による情報提供ネットワークシステムの所管変更や引用法律の号ずれにより文言の整備と併せて改正するものでございます。

また、第2条の豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正についても、引用法律の号ずれを是正するため改正するものでございます。

補足としましてこの条例の施行日は法改正の施行日が、令和3年9月1日であることから、交付の日とするものでございます。

説明は以上です。

どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（寺脇直子君）

これより、本件に対する質疑を行います。

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

菅野です。おはようございます。

どちらの条例も号ずれによる是正ということなんですけども、今私が番号法19条だけ持っているんですけども、7号が8号、10号が11号ということで7号以前のものどこが変わったのか、何が変わったのかお聞かせいただけますか。

○委員長（寺脇直子君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課萩原です。

御質問の件なんですけど、19条の7号が8号とか、10号が11号に変わったということなんですけど、番号法の引用する法律ですね、ちょっとまあ番号法とさせていただきますが、19条の第4号ここに新しく追加されました。何かといいますと、19条というものが特定個人情報の提供の制限ということで、こういったものについては提供してもいいですよ、というようなところがいろいろ書かれてるんですけど、その第19条の4号に今回新しく入りましたのが転職者の情報なんですけど、前の使用者のほうで持ってた情報を新しく転職先のほうに提供できますよと、これでちょっと利用の範囲が広がったというこの4号がちょっ

と追加されましたので、その後ろのほうは1つずつずれてきたということですので、7号が8号、10号が11号とこういったことになります。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

ございませんか。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。おはようございます。

これ2つとも号ずれという表現になってますが、今、菅野委員が聞かれたのはその第19条の第7号の部分のこの号ずれの話でございましたけども、この第19条の第10号、これも号ずれというふうになってます、こちらも何か変更点があるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課萩原です。

第19条、引用する法律の第19条というのが、実は1からずっと16号まであったんですけど、そこの中の第4号に、間に入ってきたんです、新しい追加項目が。なので19条の4号以降が1つずつずれてきたと、後ろに1つずつずれてます。4号やったのが5号になりまして、4号が新しく入りまして7号が8号、10号やったのが11号、そういった形でずっとずれてきまして、最後は16号まであったんですけど、17号までであるということ、一番後ろに追加されたらこういうことはなかったんですけど、4号と真ん中より大分前のほうに入ってきたので、こういった号ずれが生じたということでございます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

結局は先ほど説明あったところのみが、1行追加なったことによって、そこから下が全部1個ずつ番号が変わっちゃうよというそういうふうなことで、内容確認できました。ありがとうございます。

なるほどね、結局今回のこの豊能町の条例に関するこの法律、それについては8号とか11号だけが関係あるのでそこだけがピックアップされているというふうなことでよろしいですね、そしたらね。

○委員長（寺脇直子君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

引用する法律ということで、今先ほど申し上げましたとおりなんですけど、その引用する法律の中にも、実は第21条というのがありまして、そこに情報提供ネットワークシステムというのがあるんですが、そこに書いてあるのが、もともと情報提供ネットワークの所管が総務省やったんですが、デジタル庁が発足したことによってデジタル庁の所管に変わりました。そのデジタル庁の責任者というのは、内閣総理大臣になりまして、デジタル庁の所管というものはその事務を掌握するものとなりますので、もともと総務大臣という文言にあったのが内閣総理大臣、そこが入替わったと、それと先ほどの号ずれというところが今回の改正の内容になります。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございますか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

それでは次に第36号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算（第3回）の件（関係部分のみ）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。順次発言を求めます。

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村です。おはようございます。

それでは第36号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、関係部分のみその提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書4ページを御覧ください。第2表、債務負担行為（追加）でございます。

地籍調査推進事業でございますが、今年度より地籍調査を実施するに当たりまして地籍調査システムを導入するもので、契約期間が60か月となることから債務負担行為をお願いするものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課山内です。おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは歳出について御説明申し上げます。

お手元の補正予算書13ページをお開きください。款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の7. 基金管理事業

でございますが、令和2年度に積立てができなかった各基金への積立金を積み立てるものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

田中まちづくり創造課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

まちづくり創造課の田中です。おはようございます。

それではまちづくり創造課関係の補正予算の内容につきまして御説明をいたします。

補正予算書13ページ、款2・総務費、項1・総務管理費、目6・企画費の6. 広域連携事業でございますが、のせでんアートライン妙見の森負担金として19万5,000円を計上しております。これはふるさと寄附でいただいた寄附金のうち、寄附使途がのせでんアートライン妙見の森事業分であったものをのせでんアートライン妙見の森実行委員会へ負担金として支出する費用を補正するものでございます。

続きまして、同じく補正予算書の13ページ、款2・総務費、項1・総務管理費、目6・企画費の10. ふるさと寄附促進事業でございますが、これは歳入と同額の300万円を計上しております。

これはガバメントクラウドファンディングによりまして、ふるさと寄附金の増額が見込まれるため、寄附申込みサイトの決済手数料でありますとか業務委託料及びふるさと起業家への支援補助金として支出する費用を補正するものでございます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村です。

16ページを御覧ください。款8・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路舗装費の1. 道路舗装事業でありますけれども、

町道吉川中央線舗装工事に係る費用を補正するものでございます。

それから続きまして、17ページを御覧ください。款11・災害復旧費、項1・農林水産施設災害復旧費、目1・耕地災害復旧費の1. 耕地災害復旧事業であります。木代地区の土石流災害復旧工事に係る費用を補正するものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

山内行財政課長

○行財政課長（山内 拓君）

次に款13・予備費でございますが、東能勢中学校受水槽修繕工事などに充当したことに伴い、補正を行うものでございます。歳出の説明は以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。9ページへお戻りください。款14・分担金及び負担金、項2・分担金、目1・災害復旧費分担金、節1・耕地災害復旧費分担金の1. 耕地災害復旧費分担金でございますが歳出のところで御説明申し上げました耕地災害復旧事業に係る分担金でございます。

続きまして10ページをお開きください。款16・国庫支出金、項2・国庫補助金、目4・土木費国庫補助金、節3・道路舗装費国庫補助金の1. 社会資本整備総合交付金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました町道吉川中央線舗装工事に係る国庫補助金であります。

○委員長（寺脇直子君）

田中まちづくり創造課長

○まちづくり創造課長（田中久志君）

まちづくり創造課の田中です。

それでは補正予算書11ページ、款19・寄附金、項1・寄附金、目1・一般寄

附金でございますが、ふるさと寄附金として300万円を計上しております。これは歳出のところで御説明申し上げましたガバメントクラウドファンディングによりますふるさと寄附金の増額が見込まれるため、補正をいたすものでございます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

次に款20・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが今回の補正による財源調整として4,062万円を増額するものでございます。

続いて目3・ふるさとづくり基金繰入金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました広域連携事業ふるさと寄附金事業に対して繰入を行うものでございます。

12ページをお開きください。款23・町債でございますが、事業費が増額となったことに伴い補正するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

13ページの総務費、総務管理費、企画費の10番、ふるさと寄附促進事業なんです、全員協議会でホープビジョンさんが7月1日から9月28日までクラウドファンディングをされているということを聞いたと思うんですが、このことについてもう少し説明いただけますか。

○委員長（寺脇直子君）

田中まちづくり創造課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

まちづくり創造課の田中です。

このふるさと起業家の支援事業につきましてなんですけども、ふるさと納税制度を活用いたしまして地域課題を解決する起業家の資金調達を、応援するガバメントクラウドファンディングというものを原資にいたしまして、これを補助金として交付してその事業者を応援しようというものでございます。

今回この補正の対象としておりますのが、一般社団法人ホープビジョンという事業者でございます、寄附の希望額が700万円ということで申請をされておられます。

事業の内容につきましては、農×福×観×高みんなで六次産業プラスワンプロジェクトといたしまして、吉川のほうにあります、かめの家のほうの事業で行いたいというような内容でございました。

具体的にはキッチンカーでありますとか、そういったものを購入して、かめの家で作った農作物なんかを売りに出歩いたり、そのほかそういった農と福を連携させるようなプロジェクトですとか、あと高齢者に係るプロジェクトというのをしたいということで申請が出てまいりました。

募集期間につきましては、現在募集中でございますけども、7月1日から9月28日までということになっております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

目標額700万円いかなかったときに、キッチンカーとか購入できないですよね、そういうときはどうされるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

田中まちづくり創造課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

まちづくり創造課の田中です。

この事業につきましては申請の段階で仮に寄附金が目標額に達しなかったとしても、事業を実施する見込みがあるというのが認められた場合のみこの認定をしておりますので、仮に700万達しなかったとしても事業につきましては、その計画どおりにやっていただくということになっております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

少し話は違うかもしれませんが、学校のエアコンをつけてほしいとあって、個人かグループかでクラウドファンディングをなさったということがあると思うんですね、このクラウドファンディングというのは町のお墨つきがついているような気がするんですけども、何か審査とかあるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

田中まちづくり創造課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

まちづくり創造課の田中です。

このふるさと起業家支援の審査につきましては、まず要綱で審査の内容等定めておるんですけども、団体の概要ですとか事業計画ですとか、ふるさと納税に係ります今回の事業の提案、例えば目標額とか期間とかリターンなどのそういったものを書類を提出していただきまして、事業の実現の可能性あるのかどうかいうのを判断させていただきます。

またですね、税金の納め忘れがないといえますか、きちり納めているか完納しているかどうかなどの要件があるんですけども、あと法令に何か違反していないかどうかとかそういったところを審査させていただきます。適当と認められた場合のみオーケーといえますか、出して事業をやっ

ただいておるということになります。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

今の件は分かりました。

別の質問にいきます。その上の基金管理事業ということで令和2年度に積み立てられなかったから今回ということなんです、毎年広報とよの10月号に、このように基金の残高というのを書かれていると思いますけれど、ここにはもちろん反映されないということですか、注釈も書いていただけないんですか。

○委員長（寺脇直子君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課山内です。

本来であれば令和2年の専決処分で、この積立金を専決させていただいて、出納整理期間中に積立てを行っておりました。

これがちょっと事務を失念しておりました、このような形で補正予算ということで出させていただきます。

広報の掲載につきましては、今現時点で決算時点での基金の残高ということで表示させていただくこととなりますので、この金額は入っていない金額で広報のほうはさせていただきますことになると思います。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

そこで注釈とか書いていただけないんですか。今回9月補正予算ということで、もう1段作ってもらって本当の基金残高はこれですよということを広報していただけないんですか。それは議員の仕事ですか。

○委員長（寺脇直子君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課山内です。

10月号の広報に載せるのは令和2年の決算時点での基金の残高になりますので、そのような表示はちょっと今回考えておりません。

以上になります。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。おはようございます。

13ページの先ほど菅野委員が質問されておりましたこの補助金、豊能町ふるさと起業家支援補助金ですね、その事業の内容といいますか、少しお話されておりましたけども、農×福×観×何かプラスワンという何かそのような名称の話をされておりましたが、私一般質問で農福連携みたいな取組を豊能町もやっていったらどないやみたいなことを言わせてもらったこともございますけども、この農福連携的なそういうふうな内容ということでもないんですかね、これは。どうなんですか。

○委員長（寺脇直子君）

田中まちづくり創造課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

まちづくり創造課の田中です。

この団体の事業計画、本事業計画を見させていただきました。その中で、今回の主な事業の活用内容でということ、もう少し詳しく説明させていただきますと、農福連携事業といたしまして、障害者の就労支援B型というのを取っておられるというところで、そこに来られてる方々が例えばですけども、大豆の栽培ですとかおみそ作りとかそういった農業に関するような就労を行うであったりとか、あと地元の野菜を使ってお弁当なんか作りまして、そういった

物品の販売をキッチンカーを使って、物品の販売をするといったようなところの計画が出されておまして、そういった意味で農と福の連携というような事業で計画のほう出されております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

ありがとうございます。

そしたら別な項目をちょっと質問させていただきます。17ページをお願いいたします。款11の災害復旧費の目1耕地災害復旧費ということで、先ほど木代で発生した災害の復旧費として646万円を今回ね、補正として上げておられますけども、これはそもそも、もう既に2年かけて工事やってきて、さらに何かこの追加でというふうな意味合いなのかなと思うんですが、何がどのように追加になったんでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村です。

今委員おっしゃったように平成30年災で、木代の福田地区で土石流災害が起きて、今年の6月まで本工事、国庫補助金を頂いて、工事をしておりました。

若干補完する工事が残っておりまして、例えば田んぼに水を入れるその取水口なんかの取付けがまだ済んでおらないところもありまして、その辺の工事、補完する工事を今回させていただくためにこの費用が必要やということで上げさせていただいております。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

ということは今回のこの646万円の工

事をやることによって、あそこの福田の地域の災害のあった地域はもう完全に復旧が終わる、これで完璧に終わるといことなんでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

来年に作付していただけるように今回で最終の工事です。ただ少し、あれは東側になると思うんですけど、森林の整備がまだ大阪府さんのほうでされる事業がありまして、そこが済むまでは東側の田んぼについてはちょっと栽培ができないようなことは続きますけれども、西側の田んぼにつきましては、来年からは作付していただけます。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑がございますか。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

今の工事のことで、一般財源から613万8,000円ですけど、国の補助金は頂けないのかということと、この322万円は持ち主の方の負担金ということですか。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

残念ながら、災害復旧は2年間で工事を完了しないといけないということになってまして、今回のこの負担につきましては町負担ということになります。

322万ですかね、これにつきましては個人負担をお願いするつもりでおります。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

そうしましたら16ページの土木費ですかね、目2の道路舗装費でちょっと確認い

うかね、質問させていただきます。

先ほど吉川中央線の工事ですね、その追加的な意味合いというふうにおっしゃってましたけども、何がどのように追加になるんでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

今回国の交付金の内示をいただきましてその財源をもってこの工事を実施するんですが、吉川中央線の一庫ダムのほうに下りる、新光風台から一庫ダムに下りるS字のところの舗装も大分傷んでおりますので、そこを今回お認めいただきましたら、施工する予定にしております。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

ということは、もともとやろうとしてたことはまた違う場所の舗装も、今回これでやらしてもらいますということなんですね。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村です。

委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございますか。

私から1点質問させていただきます。

13ページの基金管理事業の公共施設整備基金積立金、ちょっと説明をお願いします。

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課山内です。

13ページ公共施設整備基金積立金1,000円計上させていただいております。こ

の1,000円は公共施設整備基金の基金の預けている銀行の普通利息になります。

以上になります。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございますか。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付された案件は全て終了いたしました。

続きましてその他について何かございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で本委員会を閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

異議なしと認めます。よって、本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

本日は御審査いただきましてありがとうございます。

今週は雨も降るといことですが、

相当暑くなりそうでございますので、皆さんお体を御自愛をいただきまして、町政に御支援御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○委員長（寺脇直子君）

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前10時01分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会総務建設常任委員会
委員長